

○益子県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正

栃木県告示第266号

益子県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成15年栃木県告示第215号）の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から適用する。

令和5年6月30日

栃木県知事 福田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>栃木県立自然公園条例施行規則（昭和33年栃木県規則第56号）<u>第15条の2第30項</u>の規定に基づき、益子県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定める。</p> <p>1 略</p> <p>2 基準の特例</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 1の(2)の地域において行われる規則第15条の2第14項に規定する行為については、同項中「前項各号」とあるのは「益子県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成15年4月1日栃木県告示第215号）2(4)の規定により読み替えられた<u>前項各号</u>」と、同項第2号イ中「公益上」とあるのは、「公益若しくは寺社の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>	<p>栃木県立自然公園条例施行規則（昭和33年栃木県規則第56号）<u>第15条の2第29項</u>の規定に基づき、益子県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定める。</p> <p>1 略</p> <p>2 基準の特例</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 1の(2)の地域において行われる規則第15条の2第14項に規定する行為については、同項中「前項各号」とあるのは「益子県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成15年4月1日栃木県告示第215号）2(4)の規定により読み替えられた<u>前項第1号及び第2号</u>」と、同項第2号イ中「公益上」とあるのは、「公益若しくは寺社の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>

(自然環境課)